

【表の見方】

- は基礎単位数の見直し案箇所
★ は加算・減算の追加・見直し案箇所
◆ は既存の加算・減算要件
表は左上から右下に続く

居宅サービス(抜粋)

〈訪問介護費〉

Table with 2 columns: 基礎単位数, 身体介護 (1)20分未満 170単位, (2)20分以上30分未満 254単位, (3)30分以上1時間未満 402単位, (4)1時間以上 584単位

加算・減算
◆時間外加算(夜間・深夜・早朝)
夜間(18~22時)・早朝(6~8時) 所定単位数+25/100
深夜(22~6時) 所定単位数+50/100

◆特別地域加算 所定単位数×15/100
◆初回加算 200単位/月
◆緊急時訪問介護加算 100単位/回
★生活機能向上連携加算 100単位/月

〈訪問入浴介護費〉

基礎単位数
訪問入浴介護費 1,250単位
◆特別地域加算 所定単位数+15/100
◆サービス提供体制強化加算 24単位/回

〈訪問看護費〉

基礎単位数
イ 指定訪問看護ステーション
(1)20分未満 316単位
(2)30分未満 472単位
(3)30分以上1時間未満 830単位

加算・減算
◆時間外加算(夜間・深夜・早朝)
夜間(18~22時)・早朝(6~8時) 所定単位数+25/100
深夜(22~6時) 所定単位数+50/100

◆特別地域加算 所定単位数+15/100
◆緊急時訪問看護加算
訪問看護ステーション 540単位/月
病院または診療所 290単位/月

★サービス提供体制強化加算
(1)イ、ロの場合 6単位/回
(2)ハの場合 50単位/回
★特別管理加算(I) 500単位/月
★特別管理加算(II) 250単位/月

〈訪問リハビリテーション費〉

基礎単位数
訪問リハビリテーション費 305単位
◆サービス提供体制強化加算 6単位/回
◆短期集中リハビリテーション実施加算
退院後1月以内...340単位
1月超3月以内...200単位

★事業所と同一建物に居住する利用者30人以上にサービス提供を行う場合 所定単位数×90/100

〈居宅療養管理指導費〉

基礎単位数
イ 医師が行う場合(月2回を限度)
(1)居宅療養管理指導費(I)
(一)同一建物居住者以外の利用者 500単位

ハ 薬剤師が行う場合
(1)病院又は診療所の薬剤師が行う場合(月2回を限度)
(一)同一建物居住者以外の利用者 550単位
(二)同一建物居住者(同一日の訪問) 385単位

ニ 管理栄養士が行う場合(月2回を限度)
(一)同一建物居住者以外の利用者 530単位
(二)同一建物居住者(同一日の訪問) 450単位

ホ 歯科衛生士等が行う場合(月4回を限度)
(一)同一建物居住者以外の利用者 350単位
(二)同一建物居住者(同一日の訪問) 300単位

ヘ 保健師、看護師が行う場合
(一)同一建物居住者以外の利用者 400単位
(二)同一建物居住者(同一日の訪問) 360単位

〈通所介護費〉

基礎単位数
イ 小規模型通所介護費
(1)3時間以上5時間未満
①要介護1 461単位
②要介護2 529単位

ロ 通常規模型通所介護費
(1)3時間以上5時間未満
①要介護1 400単位
②要介護2 457単位
③要介護3 514単位
④要介護4 571単位

ハ 大規模型通所介護費(I)
(1)3時間以上5時間未満
①要介護1 393単位
②要介護2 449単位
③要介護3 505単位
④要介護4 561単位

ニ 大規模型通所介護費(II)
(1)3時間以上5時間未満
①要介護1 383単位
②要介護2 437単位
③要介護3 492単位
④要介護4 546単位

◆入浴介助加算 50単位/日
◆若年性認知症利用者受入加算 60単位/日
◆栄養改善加算 150単位/回
◆口腔機能向上加算 150単位/回

◆サービス提供体制強化加算
(1)サービス提供体制強化加算(I) 12単位/回
(2)サービス提供体制強化加算(II) 6単位/回
(3)サービス提供体制強化加算(III) 6単位/回

★個別機能訓練加算(I) 42単位/日
★個別機能訓練加算(II) 50単位/日
★事業所と同一建物に居住する者にサービスを提供する場合 ▲94単位/日

★7時間以上9時間未満の介護前後に日常生活上の世話をを行う場合
(1)9時間以上10時間未満 +50単位
(2)10時間以上11時間未満 +100単位
(3)11時間以上12時間未満 +150単位

〈通所リハビリテーション費〉

基礎単位数
イ 通常規模の事業所の場合
(1)1時間以上2時間未満
①要介護1 270単位
②要介護2 300単位

ロ 大規模の事業所の場合(I)
(1)1時間以上2時間未満
①要介護1 265単位
②要介護2 295単位
③要介護3 324単位
④要介護4 354単位

ハ 大規模の事業所の場合(II)
(1)1時間以上2時間未満
①要介護1 258単位
②要介護2 287単位
③要介護3 315単位
④要介護4 344単位

◆入浴介助加算 50単位/日
◆栄養改善加算 150単位/回
◆口腔機能向上加算 150単位/回
◆個別リハビリテーション実施加算 80単位/日

◆若年性認知症利用者受入加算 60単位/日
◆サービス提供体制強化加算
(1)サービス提供体制強化加算(I) 12単位/回
(2)サービス提供体制強化加算(II) 6単位/回

◆理学療法士等体制強化加算 30単位/日
★重度療養管理加算 100単位/日
★通所リハビリ計画作成・見直し加算 550単位/月
★短期集中リハビリテーション実施加算
退院・退所日又は新たに要介護認定を受けた日から1ヵ月以内 120単位/日

同 1月超3月以内 60単位/日
★事業所と同一建物の居住者にサービスを提供する場合 ▲94単位/回

〈短期入所生活介護費〉

基礎単位数
イ 短期入所生活介護費
(1)単独型短期入所生活介護費
(一)従来型個室
①要介護1 645単位
②要介護2 715単位

◆送迎加算 184単位/片道
◆療養食加算 23単位/日
◆サービス提供体制強化加算
(1)サービス提供体制強化加算(I) 12単位/日
(2)サービス提供体制強化加算(II) 6単位/日

◆夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準の区分による加算
(1)夜勤勤務等看護(I) 23単位/日
(2)夜勤勤務等看護(II) 14単位/日
(3)夜勤勤務等看護(III) 14単位/日
(4)夜勤勤務等看護(IV) 7単位/日

◆夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準の区分による加算
(1)夜勤勤務等看護(I) 23単位/日
(2)夜勤勤務等看護(II) 14単位/日
(3)夜勤勤務等看護(III) 14単位/日
(4)夜勤勤務等看護(IV) 7単位/日

◆夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準の区分による加算
(1)夜勤勤務等看護(I) 23単位/日
(2)夜勤勤務等看護(II) 14単位/日
(3)夜勤勤務等看護(III) 14単位/日
(4)夜勤勤務等看護(IV) 7単位/日

(2)併設型短期入所生活介護費
(一)従来型個室
①要介護1 609単位
②要介護2 679単位
③要介護3 751単位
④要介護4 821単位

◆機能訓練指導員配置加算 12単位/日
◆送迎加算 184単位/片道
◆療養食加算 23単位/日
◆看護体制加算(I) 4単位/日

◆看護体制加算(II) 8単位/日
◆認知症行動・心理症状緊急対応加算 200単位/日
◆若年性認知症利用者受入加算 120単位/日
◆サービス提供体制強化加算
(1)サービス提供体制強化加算(I) 12単位/日

(2)サービス提供体制強化加算(II) 6単位/日
(3)サービス提供体制強化加算(III) 6単位/日
◆在宅中重度者受入加算
看護体制加算(I)を算定している場合 421単位/日

看護体制加算(II)を算定している場合 417単位/日
看護体制加算(I)及び(II)をいずれも算定している場合 413単位/日
◆緊急短期入所体制確保加算 40単位/日
★緊急短期入所受入加算(7日間を限度) 60単位/日

〈短期入所療養介護費〉

イ 介護老人保健施設短期入所療養介護費
基礎単位数
(1)介護老人保健施設短期入所療養介護費(I)
(従来型個室)
①要介護1 750単位
②要介護2 797単位

◆リハビリテーション機能強化加算 30単位/日
◆夜勤職員配置加算 24単位/日
◆個別リハビリテーション実施加算 240単位/日
◆認知症行動・心理症状緊急対応加算 200単位/日

◆若年性認知症利用者受入加算 120単位/日
◆認知症ケア加算 76単位/日
◆送迎加算 184単位/片道
◆療養食加算 23単位/日
◆サービス提供体制強化加算
(1)サービス提供体制強化加算(I) 12単位/日

(2)サービス提供体制強化加算(II) 6単位/日
(3)サービス提供体制強化加算(III) 6単位/日
★緊急短期入所受入加算 90単位/日
★緊急時施設療養費 500単位/日
★重度療養管理 120単位/日

◆理学療法士等体制強化加算 30単位/日
◆認知症ケア加算 76単位/日
◆送迎加算 184単位/片道
◆療養食加算 23単位/日
◆サービス提供体制強化加算
(1)サービス提供体制強化加算(I) 12単位/日

(2)サービス提供体制強化加算(II) 6単位/日
(3)サービス提供体制強化加算(III) 6単位/日
★緊急短期入所受入加算 90単位/日
★緊急時施設療養費 500単位/日
★重度療養管理 120単位/日

◆理学療法士等体制強化加算 30単位/日
◆認知症ケア加算 76単位/日
◆送迎加算 184単位/片道
◆療養食加算 23単位/日
◆サービス提供体制強化加算
(1)サービス提供体制強化加算(I) 12単位/日

(2)サービス提供体制強化加算(II) 6単位/日
(3)サービス提供体制強化加算(III) 6単位/日
★緊急短期入所受入加算 90単位/日
★緊急時施設療養費 500単位/日
★重度療養管理 120単位/日

◆理学療法士等体制強化加算 30単位/日
◆認知症ケア加算 76単位/日
◆送迎加算 184単位/片道
◆療養食加算 23単位/日
◆サービス提供体制強化加算
(1)サービス提供体制強化加算(I) 12単位/日

(2)サービス提供体制強化加算(II) 6単位/日
(3)サービス提供体制強化加算(III) 6単位/日
★緊急短期入所受入加算 90単位/日
★緊急時施設療養費 500単位/日
★重度療養管理 120単位/日

2012年 介護報酬一覽

1月25日に開催された第88回社会保険審議会介護給付費分科会で、平成24年度介護報酬案が示された。本紙1月5日号でも述べたように、報酬2.0%分に相当する介護人材処遇改善交付金を組み込んで1.2%の報酬増と、実質マイナス改定だけに、通所介護、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、特定施設入居者生活介護などで基本単位数が引き下げられるなど、厳しい改定内容となった。

生活援助サービス
一部時間除き減額
〈訪問介護〉
これまで30分未満が最も小分けだった身体介護について、20分未満を新たに設けた。単位数は1回170。従来の30分未満は、「20分以上30分未満」となり、単位数254は据え置かれた。

一方、生活援助については従来の「30分以上60分未満」「60分以上90分未満」が「20分以上45分未満」「45分以上70分未満」に変更された。45分以上60分未満のサービスに関しては若干増額だが、それ以外の時間は減額となる。

新規に設けられた加算はサービス提供責任者が、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士のいずれかと訪問リハビリテーションに同行し、共同で訪問介護計画を作成した場合に算定出来る「生活機能向上連携加算」で、

訪問看護サービス
短時間ニーズ対応
〈訪問看護〉
20分未満および30分未満(2面に続く)

訪問看護サービス
短時間ニーズ対応
〈訪問看護〉
20分未満および30分未満(2面に続く)

訪問看護サービス
短時間ニーズ対応
〈訪問看護〉
20分未満および30分未満(2面に続く)

訪問看護サービス
短時間ニーズ対応
〈訪問看護〉
20分未満および30分未満(2面に続く)

訪問看護サービス
短時間ニーズ対応
〈訪問看護〉
20分未満および30分未満(2面に続く)